第２６回串間市農業委員会総会

日　　時　　平成２８年７月２９日
会　　場　　串間市役所３階大会議室
出席委員　　１９名

１番（会長）	川﨑　善昭	９番	日髙　善次	１６番	島田　俊満
２番（会長代理）	井手　重則			１７番	金川　勇次
３番	安田　敬司	１１番	鈴木　信	１８番	福田　孝義
５番	内田　政秀	１２番	渡邉　豊雄	１９番	野邊　秀男
６番	欠員	１３番	谷口　利則	２０番	山下　貴義
７番	塔尾　秀雄	１４番	野邊　俊博	２１番	鳴海　正文
８番	瀬治山秋美	１５番	吉田　友子	２２番	岩下　哲見

欠席委員　　１名　　１０番　瀬治山満弘

議事録署名委員　　１１番　鈴木　信　　１６番　島田　俊満

議事日程

第１	報告（許可返上）	農地法第３条の規定による許可書の返上報告について
第２	議案第１６２号	農地法第３条の規定による許可申請について
第３	議案第１６３号	農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について
第４	議案第１６４号	農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
第５	議案第１６５号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第６	議案第１６６号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・一般農業者）

会　長　それでは、ただいまから第２６回農業委員会総会を開催致します。本日は１０番委員から欠席届の提出がありましたので、出席委員は１９名でございます。

議事録署名委員の指名

会　長　本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、１１番　鈴木　信　委員、１６番　島田俊満　委員にお願いします。

会　長　ただちに議案審議に入ります。

報告：農地法第３条の規定による許可書の返上報告について

会　長　まず、報告、農地法第３条許可書返戻がありますので、事務局より報告させます。

事務局　農地法第３条の規定のよる許可書の返上について報告いたします。
農地法第３条の規定により、平成２４年１１月３０日付許可番号２７号で許可した土地について、平成２８年７月８日付で返上願書の提出があり、平成２８年７月８日に受理しましたので報告します。
返上の理由につきまして、受人は渡人に登記を依頼していたため、登記が完了していると認識されておりましたが、平成２７年１１月２３日に渡人が死亡され、今回の農地を含むすべての土地を、渡人の子である相続人が相続されております。その後、未登記であることが発覚したため、改めて相続人が３条許可申請を提出されることから、許可書の返上に至っております。また、今回の議案第１６２号受付番号２番で、相続人との３条許可申請をされていることを申し添えます。

会　長　報告はお聞きのとおりであります。

議案第１６２号：農地法第３条の規定による許可申請について

会　長　次に、議案第１６２号は、農地法第３条の規定による許可申請について、であります。議案第１６２号、受付番号１番と２番の２件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局	議案第１６２号、農地法第３条の規定による許可申請は、受付番号１番と２番の所有権移転に関する２件であります。事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第３条第２項各号の不許可の事由につきましては、 「第１号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況・労働力・技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合 「第３号」　今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること 「第４号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合 「第５号」　権利取得を含めた経営農地が、５０アールに達しない場合 「第６号」　今回の申請農地を、転貸しようとする場合 「第７号」　周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、であります。 今回の許可申請受付番号１番と２番の２件については、農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。 ただいまの説明に関連して、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より、受付番号１番の１件の説明をお願いします。
１１番	議案第１６２号、農地法第３条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番の所有権移転に関する１件であります。 受付番号１番について、渡人は非農家で管理できないため、甥である受人へ無償移転するものであり。受人は経営規模拡大を図るため、申請地に水稲を作付する計画であります。受人世帯においては、機械保有、労働力、技術面においても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況については、本人・妻が３００日、父・母が１５０日であるため問題ないと考えます。申請地の周辺にも水稲、飼料が作付けされており、農薬は使用しないため、周辺の農地へ影響はありません。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番の１件について慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の

１１番	許可要件を満たしており、何も問題ありません。本会議でのご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、都井地区委員会より、受付番号２番の１件の説明をお願いします。
２０番	議案第１６２号、農地法第３条の規定による許可申請について、都井地区は受付番号２番の１件であります。受付番号２番について、渡人が非農家で管理できないことから受人へ贈与し、受人は申請農地に水稲を作付けするものあります。受人世帯は現在、水稲、露地野菜を作付けしているため、機械保有、労働力、技術面についても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、周辺農地は水稲が作付けされており、農薬散布、水利調整参加などの周辺への影響はありません。 以上、都井地区委員会において、受付番号２番について慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしており、何も問題ありません。本会議でのご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 これより、議案第１６２号、受付番号１番と２番の２件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１６２号、受付番号１番と２番の２件を決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１６２号、受付番号１番と２番の２件については、許可することに決定します。 **議案第１６３号：農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について**
会　長	次に、議案第１６３号は、農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請についてであります。 それでは、議案第１６３号、受付番号１番の１件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局	議案第１６３号、農地法第５条の規定よる許可後の事業計画変更申請は、受付番号１番の１件であります。 受付番号１番につきましては、承継者は申請地に隣接する住宅も同時に購入しており、改修して居住する予定でありましたが、家屋の状態が予想以上に悪く、居住用とすることを断念しております。そのため、既存住宅は木工工場として改築することとし、本申請地には個人住宅を新たに建築するため、事業計画を変更するものであります。 「農地法関係事務処理要領」により、許可目的を達成することが困難と認められる事案につき、農地法第５１条第１項の規定による許可の取消し等の処分が困難又は不適当と認められる場合には、転用事業者が許可目的を変更するときに、事業計画変更を行わせ、次の承認要件のすべてに該当するときには、これを承認することができるとなっております。 その事業計画変更の承認該当要件につきましては、 ａ．許可の取り消し処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと。 ｂ．許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。 ｃ．変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。 ｄ．変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。 ｅ．変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。 ｆ．ａからｅまでに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。 であり、事務局によります申請書類の審査において、今回の受付番号１番の１件につきましては、事業計画変更承認の該当要件を全て満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に関連して、市木地区委員会から受付番号１番の１件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。

２２番	議案第１６３号、農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について、市木地区は受付番号１番の１件でございます。 受付番号１番は、許可の取り消し等を行っても、被継承者が市外在住者であるため、農地として利用されることは認められず、また、当初改修を行い居住する予定であった家屋の状態を、十分に把握できなかったため、計画が不十分であったとは思われますが、継承者の故意及び重大な過失とは認められません。次に、今回の申請は元々、農地と家屋がある宅地を購入し、木工工場と居住住宅を確保する計画であることから、事業の緊急性及び重要性、事業実行の確実性は十分あると認められ、転用許可基準である周辺農地の影響に対処するため、境界にブロックを積み、家庭排水は合併浄化槽を経由して北側側溝に流す計画であるため、問題ないと考えます。 以上、市木地区委員会において、受付番号１番の１件を慎重審議してきましたが、事業計画変更承認の該当要件を満たしているため、何も問題ありません。本会議でのご審議方宜しくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 これより、議案第１６３号、受付番号１番の１件について質疑に入ります。質疑はございませんか？ （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１６３号、受付番号１番の１件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１６３号、受付番号１番の１件は、許可相当とし意見を付して県へ進達いたします。
	議案第１６４号：農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
会　長	次に、議案第１６４号は、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。それでは、議案第１６４号、受付番号１番から３番の３件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局	議案第１６４号、農地法第５条の規定による許可申請は、受付番号１番から３番の所有権移転に関する３件であります。農地法第５条第２項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、 「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合 「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合 「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合 「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合 「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。 受付番号１番の申請地農地区分は、農地法第５条第２項第１号イにあります、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 次に、受付番号２番と３番の申請地農地区分は、農地法第５条第２項１号イにあります、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、受付番号２番は都市計画法第８条第１項第１号に規定されている、住居の環境を保護するための地域「第一種住居地域」に該当し、受付番号３番は主として住居の環境を保護するための地域「第二種住居地域」に該当するため、「第３種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロにも該当しておりません。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番から３番の３件につきましては、許可要件を全て満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。ただいまの説明に関連して、福島地区委員会より受付番号１番から３番の３件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。

１１番	議案第１６４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番から３番の３件でございます。 まず、受付番号１番について、受人は借家に居住しているが、子供の成長とともに手狭になったため、父母の住宅も合わせて申請地に個人住宅を建築される計画です。周囲は、北側と東側は宅地で、西側と南側は里道であり、周囲に農地はありません。境界にはブロック積むため、土砂等の流出を防ぎ、家庭用排水は合併浄化槽を経由して、排水路に流すため周囲への影響はありません。 次に、受付番号２番については、受人は借家に居住しているが、子供の成長とともに手狭になったため、建築予定の個人住宅敷地の一部として申請するものであります。境界にはブロックを積み、雨水は既存側溝へ、生活排水は下水道へ流すため、周辺地への影響はありません。 次に、受付番号３番については、受人は借家に居住しているが、借家住まいの解消と、子供の小学校区の選定などから、申請地に個人住宅を建築するものであります。受人は９月１日から造成工事にかかり、予定の２月２８日までに建築工事を完了させたいとのことであります。申請地周辺は、住宅化の進んでいる地域でありますが、一部隣接する農地があるため、境界にはブロックを積み、土砂等の流出を防止します。生活雑排水については、下水道に流して、雨水は側溝に流すとのことであり、転用により周辺農地の営農条件に支障を及ぼす恐れはないと考えます。また、住宅を建築するにあたって、隣接地との境界等に紛争が生じないよう、十分に注意されるようお願いしたところであります。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番から３番の３件を慎重審議してきましたが、３件すべてが農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ございません。本会議でのご審議方宜しくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。これより、議案第１６４号、受付番号１番から３番の３件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１６４号、受付番号１番から３番の３件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）

会　長　異議なしということでありますので、議案第１６４号、受付番号１番から３番の３件は許可相当とし、意見を付して県へ進達いたします。

農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案

会　長　次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてでありますが、審議に入ります前にあらかじめ、市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局　平成２８年７月分につきましては、串間市長職務代理者より平成２８年７月２０日付で、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定が求められております。内容につきましては、議案第１６５号・所有権移転が２件・面積が１，１０４㎡、議案第１６６号・受人が一般農業者である利用権設定が１件・面積が４７８㎡であります。

会　長　説明はお聞きのとおりであります。それでは、ただいまから市からの提案について審議に入ります。

議案第１６５号：農用地利用集積計画の承認について　所有権移転

会　長　議案第１６５号は、農用地利用集積計画の所有権移転の承認についてであります。それでは、議案第１６５号、受付番号１番と２番の２件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　議案第１６５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は、受付番号１番と２番の２件であります。「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項、

第１号）　今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域自業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること。

第２号）　イ　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

事務局	第２号）ロ　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番と２番の２件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。只今の説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より、受付番号１番の１件の説明をお願いします。
１１番	議案第１６５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、福島地区は受付番号１番の１件であります。 この１件は、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番の１件については、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に、大東地区委員会より受付番号２番の１件の説明をお願いします。
１４番	議案第１６５号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、大東地区は受付番号２番の１件であります。 この１件において、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、大東地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号２番の１件については、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりでございます。 これより、議案第１６５号、受付番号１番と２番の２件について、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（　なしの声　）

会　長　ないようでございますので、議案１６５号、受付番号１番と２番の２件を承認してよろしいでしょうか。

（　異議なしの声　）

会　長　異議なしということでありますので、議案第１６５号、受付番号１番と２番の２件について、承認して市へ通知します。

議案第１６６号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・一般農業者分

会　長　次に、議案第１６６号は、農用地利用集積計画の利用権設定・一般農業者分についてであります。
それでは、議案第１６６号、受付番号１番の１件について審議決定を行いたいと思います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　議案第１６６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定、一般農業者分は受付番号１番の１件であります。
事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番の１件につきましては、議案第１６５号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。
また、この１件につきましては、所有者死亡により相続人代表での申請となっております。渡人である所有者が死亡している場合には、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第４号の規定により、所有権を有する全ての者の同意が得られていることとなっております。ただし、契約期間が５年を超えない利用権の設定の場合には、所有権を有する者の２分の１を超える同意が得られていれば足りるとなっております。受付番号１番の１件につきましては、契約期間が５年を超えておらず、所有権を有する者の２分の１を超える同意が得られているため、該当要件を満たしております。皆さんのご審議をお願いいたします。

会　長　説明はお聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、福島地区委員会から受付番号１番の１件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。

１１番	議案第１６６号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、福島地区は受付番号１番の１件でございます。 この１件において、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番の１件においては、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりでございます。只今から、議案第１６６号、受付番号１番の１件について、質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案１６６号、受付番号１番の１件を承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１６６号、受付番号１番の１件について、承認して市へ通知します。
会　長	以上で、議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。